

2020 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」に
対する意見**

貴委員会から 2019 年 10 月 30 日付で公表されました、企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

本公開草案では、原則（開示目的）を示したうえで、当該原則（開示目的）に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の基本的な考え方に関する提案に同意する。

質問 2（開示目的の内容に関する質問）

本公開草案における開示目的の内容に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の開示目的の内容に関する提案に同意する。

質問 3（開示する項目の識別に関する質問）

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に基本的には同意する。ただし、以下のと

おり意見を申し上げる。

1. 重要な影響を及ぼす可能性が高い項目

本公開草案第5項において開示する項目は「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目」とされているが、IAS第1号との差異を意図していないのであれば、その旨を明らかにしていただきたい。

(理由)

IAS第1号第125項では「企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。」とされている。

本公開草案第5項の「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目」という表現は、IAS第1号第125項の「重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの」のうち、そのリスクの実現可能性が高いものに限られているように読めるため、表現の差のみで内容に差異がないのであれば、その旨を明らかにする必要があると考える。

2. 識別する項目の範囲

本公開草案第21項において、収益・費用、未計上の負債、注記を「識別することを妨げない」としているが、「識別することがある」といった表現に見直してはどうか。

(理由)

開示目的を考えると、資産及び負債以外も識別する項目の範囲に含まれると理解しているが、「妨げない」という表現は「できる」規定のように読めるため、表現の見直しをご検討いただきたい。

質問 4 (会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記することに関する質問)

本公開草案では、会計上の見積りの開示については、本公開草案に基づき開示された情報であることが明瞭にわかるようにすることが有用と考えられたため、IAS 第1号第125項では求められていないものの、当該注記は独立の注記とし、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記することに関する提案に同意する。

質問 5 (項目名に加えて注記する事項に関する質問)

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意する。

質問 6（個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する提案に関し、簡素化する点には同意するが、簡素化の方法については、個別財務諸表においても「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」の注記を要求した上で、連結財務諸表に記載されている場合には、当該記載を参照することができるものとすべきであるとする。

（理由）

個別財務諸表も、完全な一組の財務諸表として作成される限り、「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」の記載は必要である。また、個別財務諸表固有の会計上の見積りも多く存在しており、記載を免除する合理的な理由はないと考えられる。

質問 7（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 7-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意する。

（質問 7-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の経過措置に関する提案に同意する。

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

1. IAS 第1号との整合性

本公開草案第18項に、考慮すべき将来の期間について「翌々年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある項目は、一般的に、翌年度の財務諸表にも影響を及ぼす可能性があると考えられることから」という記載があるが、IAS 第1号 BC84 項に記載されている以下の内容を記載すべきであるとする。

「IAS 第1号は、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重大なリスクのある項目に開示の範囲を限定している。開示に係る期間が長くなればなるほど、開示が必要な項目の範囲は広がり、特定の資産又は負債について行われる開示は特定なものではなくなっていく。期間が翌事業年度中を超える場合には、その他の開示によって最も目的適合性のある情報を不明瞭なものにしてしまうことがある。」

(理由)

本公開草案第18項に記載されている「本会計基準の開発にあたって参考としたIAS 第1号第125項の定めも踏まえ、翌年度とすることとした。」ということについては、質問2に対する意見に記載した通り同意するが、その根拠もIAS 第1号と同一としないと、基準開発方針に反して会計基準の背景にある考え方がIAS 第1号と異なることになってしまう。

以 上